

別表 1

補助金等の名称	補助金等交付の目的	補助事業者	補助事業の経費の範囲	補助金等の交付額および補助率	補助対象経費
防火協会補助金	事業所等が自主防火管理ならびに危険物、LPガス施設の災害予防につとめ、事業所等の健全なる振興発展と公共福祉の増進に寄与する。	防火協会 (鯖江市防火協会) (越前町防火協会)	防火協会運営に要する経費	予算で定める額	報償費、旅費、需用費、役務費委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
消防施設整備費補助金	消防施設の整備を図る	鯖江市町内会	自警消防器材購入に係る経費	基準額の3分の1以内かつ補助金額 60,000円を超えない額 ※基準額に満たない場合は事業費の3分の1とする。(総事業費が20,000円に満たないものは除く。)	需用費、備品購入費
			開発行為等に伴う自警消防器材購入に係る経費	新規の消火栓等1箇所につき、基準額の3分の1以内かつ補助金額 60,000円を超えない額 ※上限額 300,000円	新たな消火栓等の設置に伴う需用費、備品購入費
			自警消防施設整備に係る経費	事業費の2分の1以内かつ50万円を超えない額	小型動力ポンプ購入費、小型動力ポンプ格納庫、ホース乾燥塔設置事業費等に係る需用費、工事請負費、備品購入費